

<h1>静岡市報</h1>	No. 65
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**規 則**

- 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・ 1
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・ 2

**教育委員会規則**

- 静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・ 3

**消防本部訓令**

- 静岡市消防防災局消防部車両管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

**告 示**

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

**規 則**

静岡市規則第82号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月17日

静岡市長 小 嶋 善 吉

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第21号フ中「開設する」の次に「（医療法第42条に規定する指定管理者として管理する病院等を管理する場合を含む。）」を加え、同号中メをやとし、ムをモとし、ミを

メとし、マをムとし、ホをミとし、同号へ中「医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この号において「政令」という。）」を「政令」に改め、同号へを同号マとし、同号フの次に次のように加える。

へ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この号において「改正法」という。）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第2条の規定による改正前の法第56条第2項及び第3項に規定する医療法人の財産に係る認可に関すること。

ホ 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この号において「政令」という。）第3条の3の規定による病床設置の届出に関すること。

附 則

この規則は、平成20年7月18日から施行する。

---

#### 静岡市規則第83号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月23日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その5の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

#### 静岡市規則第84号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成20年8月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第58号）中第2条第1項の表の改正規定（静岡市立清水川原保育園に係る部分に限る。）の施行期日は、平成20年8月4日とする。

## 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第16号

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月24日

静岡市教育委員会

委員長 後藤 康雄

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則（平成16年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その2中「又は保育園」を「、保育園又は特別支援学校の幼稚部」に、「第1学年又は第2学年」を「第1学年から第3学年まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第13号

消防防災局

各消防署

静岡市消防防災局消防部車両管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。

平成20年8月1日

静岡市消防長 岡村 一博

第7条中「行うこと」を「行うこととする」に改める。

第8条中「消防部又は消防署」を「消防部、消防署又は消防署出張所」に改める。

第10条第1項中「整備管理者」を「車両管理者」に改める。

第11条第2項中「機関員以外」を「機関員以外の者」に改め、同条第3項中「に不備が生じた」を「が業務に支障を及ぼすと認められる」に改める。

第12条第4号中「及び」を「又は」に改める。

第13条を次のように改める。

(車両台帳等)

第13条 警防課長は、車両台帳（様式第1号）、附属品台帳（様式第1号の2）及び車両及び附属品修理履歴記録表（様式第1号の3）の正・副2部を作成しなければならない。

2 前項に規定する車両台帳、附属品台帳及び車両及び附属品修理履歴記録表に関し、警防課長は正本を、車両管理者は副本を常に整理しておかなければならない。

第20条第1項中「直ちに所属長」の次に「(所属長と車両管理者が異なる場合にあっては、所属長及び車両管理者)」を加える。

様式第1号の2及び様式第1号の3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

静岡市告示第408号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月29日

静岡市長 小嶋 善吉

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

商工組合中央金庫 静岡支店	静岡市葵区追手町6 番3号	本店、支店及び出張所
------------------	------------------	------------

を

」

「

株式会社商工組合中 央金庫 静岡支店	静岡市葵区追手町6 番3号	本店、支店及び出張所
-----------------------	------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

## 静岡市告示第421号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成20年8月7日

静岡市長 小嶋善吉

表中

「

静岡市森下町自転車等駐車場使用料の 徴収事務	株式会社サン代表取締役
静岡科学館使用料の徴収事務	財団法人静岡市文化振興財団理事 長

を

」

「

静岡市森下町自転車等駐車場使用料の 徴収事務	株式会社サン代表取締役
---------------------------	-------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第439号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成20年8月14日

静岡市長 小嶋善吉

表中

「

静岡市有度山総合公園運動施設使用料の徴収事務	協栄ビルメンテナンス株式会社静岡支店長
静岡市城北運動場使用料の徴収事務	協栄ビルメンテナンス株式会社静岡支店長

を

」

「

静岡市有度山総合公園運動施設使用料の徴収事務	株式会社協栄静岡支店長
静岡市城北運動場使用料の徴収事務	株式会社協栄静岡支店長

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。